

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	菅野清弘
登録番号又は法人番号	第17051796号
所属する単位会	福島県行政書士会
事務所名称	菅野行政書士事務所
事務所所在地	福島県二本松市太田字深田221番地
処分年月日	令和8年6月25日
処分内容（種類）	訓告
上記処分をした理由	当該会員は、必要のない戸籍謄本や住民票を職務上請求書を使用して取得した。職務上請求書は職務上必要な請求に限り使用できるものとし、これ以外の請求や、身元調査等、人権侵害のおそれがある使用をしてはならないとされている。業者から依頼された業務に関し、所有者住居地を確認するためとの理由で職務上請求書を使用しているが、当該行政書士はこれに関して何の申請手続きもしていない。当時、申請を前提とした調査段階にとどまり、その後依頼者である業者が事業撤退を決定したため正式な許認可申請に至らなかったとしているが、相続人調査等の情報を取得する必要までなかったと考える。身元調査の意思がなかったとしても、結果として身元調査や人権侵害の危険性を含んでいる。このことは、福島県行政書士会「職務上請求書」の取扱いに関する規則第3条、第4条第1項に違反する行為であるため、福島県行政書士会会則第18条の2第1項により、同会則第18条の3第1項第一号の訓告の処分を行う。
上記処分の根拠となった法令及び会則条文	1. 福島県行政書士会会則第18条の2（会員の処分） 2. 福島県行政書士会「職務上請求書」の取扱いに関する規則第3条（使用上の責務） 3. 同規則第4条第1項（使用の制限）